

仙台市農業委員会第 87 回総会議事録

○ 開催日時 令和 7 年 6 月 27 日（金曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 48 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 19 人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生
	18 番 松原 菊男	19 番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 0 人

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 あっせん会の報告

5 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 第 4 号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

6 協 議

(1) 令和 7 年度仙台市への農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書（案）について

(2) 令和 7 年度農業者年金加入促進活動計画（案）について

(3) 令和 7 年度全国農業新聞の普及推進方針（案）について

7 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

(6) 売渡あっせん希望農地一覧表

(7)令和7年度第1回企画検討委員会会議報告

(8)令和7年度農地パトロール（利用状況調査）の日程等について

8 その他

(1)会長報告

(2)事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
振興係長	大越 聡	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理		

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第87回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：振興係長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願いいたします。	
議 長 (赤間会長)	本日は全員出席ですので、会議は成立しております。	
3 議事録署名 委員の指名		
議 長	次に、議事録署名委員については、10番 齋藤清太 委員、11番 佐々木功治 委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。	
議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願いします。	
嶺岸若夫委員長	6月10日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、2件のあっせんがありました。 1件目は、泉区福岡（泉の4筆）の農地で、売渡申出人と買受申出人は双方とも本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から熊谷幸夫委員と三浦彰芳委員が、農地利用最適化推進委員から早坂久推進委員が出席しました。あっせん	

の結果は、売買価格について双方の意見が折り合わず、あっせん会は不調となりました。なお、対象農地については、再度あっせん農地一覧表に掲載することになります。

2件目は、若林区荒井（藤田東の2筆）の農地で、売渡申出人と買受申出人は双方とも本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から熊谷幸夫委員と三浦彰芳委員が、農地利用最適化推進委員から伊藤憲一推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。

以上で、あっせん会の報告を終わります。

議 長

議案に入ります。

第1号議案から第3号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、6月19日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員の3名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、堀芳雄推進委員、佐藤成悦推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が1件、売買による新規就農が2件、贈与による農業承継が2件、賃貸借による新規就農が2件の合計7件です。調査の結果報告は、番号1番と4番を熊谷幸夫委員から、番号2番と3番と6番を菊地郁夫委員から、番号5番と7番を阿部康幸委員からします。番号4番、6番、7番は、口頭報告をします。

（書面報告）

（3番熊谷幸夫委員報告）

番号1番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター3台、耕うん機2台、収穫機1台を所有し、家族4人で180aの農地を耕作しております。6月13日に今野勇一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

（7番菊地郁夫委員報告）

番号2番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、農事組合

法人の構成員として農業に従事しております。6月17日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により新規就農をするものです。譲受人は、今回隣接する住宅とともに畑を取得し、新規就農するものです。耕うん機1台を購入し、7aの畑にさつまいもやトマトなどの野菜を栽培し、自家消費する計画です。6月17日に二瓶均農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

熊谷幸夫委員
(8番)

番号4番は、賃貸借により新規就農をするものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は、これまで酪農や馬の生産に携わってきており、今後は仙台市において、セラピーホースや、食肉用の馬等の生産を予定しており、繁殖用の牝馬を10頭程所有することも計画しております。農地所有者よりトラクター1台と耕うん機1台を借用し、今回、賃借する30aの農地に牧草を栽培し、馬のえさとして消費する計画で、いずれは仙台産のサラブレッドも誕生させたいとのことです。また、現在市外に預けてある馬4頭を、屋根の高い厩舎を建築するまでは、譲渡人所有の牛舎を借用し、飼育する予定です。6月15日に永野真農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(4番阿部康幸委員報告)

番号5番は、売買により新規就農をするものです。譲受人は、今回隣接する住宅とともに畑を取得し、新規就農するものです。耕うん機1台を所有し、2aの畑にじゃがいもや玉ねぎなどの野菜を栽培し、自家消費する計画です。6月16日に早坂今朝美農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

菊地郁夫委員 (7番)	番号6番は、賃貸借により新規就農するものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しております。譲受人は、農作業や農産物の生産加工・販売等を目的とする一般法人で、従事者である理事が所有するトラクター1台、田植機1台、収穫機1台で、理事2人で21aの農地に水稻を栽培する計画です。生産する米の品種は東北198号という品種で、米粉にしてパン作りに使用するほか、粳殻から半導体の洗浄に使用するシリカを抽出する計画です。今後、常時雇用する者を2人と臨時雇用する者2人を増員する予定です。一般法人ですので解除条件付きの賃貸借となるものです。6月15日に堀芳雄農地利用最適化推進委員、6月16日に大友哲農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。
阿部康幸委員 (4番)	番号7番は、売買により規模拡大をするものです。取得面積が5,000㎡を超えていることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族1人と常時雇用3人で217aの農地を耕作しています。6月15日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。
議 長	第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。
松原菊男委員 (番号18番)	番号4番の譲渡人の方ですが、以前は酪農もやられていて、今は肥育をやられていたと思っていましたが、もう辞められたのでしょうか。
熊谷幸夫委員 (番号8番)	はい、現在は辞めています。
議 長	他に何かございますか。
柴田市郎委員 (番号12番)	番号4番ですが、譲受人の方は何歳ぐらいの方なのでしょうか。
熊谷幸夫委員 (番号8番)	40代です。

柴田市郎委員 (番号 12 番)	繁殖した馬はサラブレッドとして飼育するのでしょうか。食肉用とは品種が違 うと思います。
事務局農地係長	補足させていただきますと、サラブレッドについては、青森や北海道に牝馬を 連れて行かないと種付けができないので、いずれできたらいいという計画の一つ ということで聞いております。当面は馬肉の生産を中心に、能力のある馬につい ては、セラピーホースや乗馬用の馬、障害馬術用の馬として活用できるように売 っていきたいと聞いております。
議 長	他に何かございますか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第 1 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 に係る処分決定について は、許可と決定いたします。 (午後 1 時 5 3 分)
議 長	次に、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第 2 号議案の調査結果について報告します。調査は、佐々木功治委員、小野寺 潔委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の 4 名で調査を行いました。今回の 申請は、農家住宅に転用するものが 1 件です。調査の結果報告は、鈴木可和委員 から口頭報告します。
鈴木可和委員 (14 番)	番号 1 番は、農家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振 その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。第 3 種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから 第 2 種農地と判断しました。申請は、畑 355 m ² を転用し、事業面積（宅地含む） 537.52 m ² を農家住宅に 270.79 m ² 、通路等に 266.73 m ² を利用する計画であり、計 画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であるこ とから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。 資金計画は全額借入金であり、金融機関からの融資審査結果通知が提出されてお ります。なお、所有者が他に所有する農地の一部において、許可を得ないで農業 用施設用地として使用されていたことに対して、今後速やかに農地転用許可申請

	の手続きを行う旨の報告がされております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
議 長	第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等 はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。 (午後1時56分)
議 長	次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第3号議案の調査結果について報告します。調査は、佐々木功治委員、小野寺 潔委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で調査を行いました。今回の 申請は、資材置場に転用するものが1件、一般住宅に転用するものが1件、駐車 場に転用するものが1件の合計3件です。調査の結果報告は、番号1番を佐々木 功治委員から、番号2番を小野寺潔委員から、番号3番を私（高橋勝彦委員）か らします。番号1番は、口頭報告をします。
佐々木功治委員 (11番)	番号1番は、売買により資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整 区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく土地改良事業施行区域外 です。農地区分は、街区がある程度形成されている農地であることから、第3種 農地と判断しました。申請は、譲受人が畑358㎡を転用し、資材置場に96.04㎡、 駐車場に53.90㎡、通路等に208.06㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で 恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害 防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問 題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、不動産売買に係る領 収書の写しが提出されております。なお、許可を得ないで既に資材置場と駐車場 としていることに対して、始末書が提出されております。以上のことから、農地 法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査い たしました。

(書面報告)

(6 番小野寺潔委員報告)

番号2番は、使用貸借により、一般住宅に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は譲受人が畑339㎡(実測340.13㎡)を転用し、一般住宅に73.15㎡、駐車場に70.00㎡、通路等に196.98㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金及び借入金であり、預金通帳の写し及び金融機関からの融資審査結果通知が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(15 番高橋勝彦委員報告)

番号3番は、賃貸借により、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域であって500m以内に2つ以上の公共施設または公益施設がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑801㎡を転用し、駐車場(28台)に339㎡、通路等に462㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。

(午後2時00分)

議 長	次に、第４号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について を上程いたします。事務局から内容を説明願います。
事務局農地係長	議案書の４ページから５ページをご覧ください。第４号議案農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項に基づき宮城県農地中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について確認を求められているものです。今回、耕作者を変更するものです。令和７年８月２６日宮城県公告予定分です。総数１件、１筆１,３４０㎡に係るものです。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たしているものです。
議 長	第４号議案について、ご異議・ご意見等はございませんか。 (質問、意見等なし)
議 長	意見がなければ採決します。 農用地利用集積等促進計画（案）については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。第４号議案農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、促進計画（案）については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることといたします。 (午後２時０２分)
議 長	続きまして、協議に入ります。 (１)「令和７年度仙台市への農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書（案）について」を、阿部企画検討委員会委員長から説明願います。
阿部企画検討委員会委員長	— 協議 — (１)「令和７年度仙台市への農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書（案）について」
議 長	ご異議・ご意見等はございませんか。 (異議・意見等なし)
議 長	異議がなければ、(１)「令和７年度仙台市への農地等利用最適化推進施策の改善

	に関する意見書（案）について」は、承認いたします。 次に、(2)「令和7年度農業者年金加入促進活動計画（案）について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— 協議 — (2)「令和7年度農業者年金加入促進活動計画（案）について」
議 長	ご異議・ご意見等はございませんか。 (異議・意見等なし)
議 長	異議がなければ、(2)「令和7年度農業者年金加入促進活動計画（案）について」は、承認いたします。 次に、(3)「令和7年度全国農業新聞の普及推進方針（案）について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— 協議 — (3)「令和7年度全国農業新聞の普及推進方針（案）について」
議 長	ご異議・ご意見等はございませんか。 (異議・意見等なし)
議 長	異議がなければ、(3)「令和7年度全国農業新聞の普及推進方針（案）について」は、承認いたします。 (午後2時20分)
議 長	続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6) 売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり8件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから4ページに記載のとおり9件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出については、5ページに記載のとおり1件の届出がありました。相続による権利取得となっており、事務局長専決によ

	り受理しております。(4)農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）については、6 ページに記載のとおり 1 件ありました。(5)相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、7 ページから 8 ページに記載のとおり 3 件ありました。(6)売渡あっせん希望農地一覧表については、新規のあっせん申出が 1 件、あっせんて成立したものが 1 件、希望価格の変更申出が 1 件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。 農地関連の報告事項は、以上でございます。
議 長	報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(7)「令和 7 年度第 1 回企画検討委員会会議報告」を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。
阿部企画検討 委員会委員長	— 報告 — (7)「令和 7 年度第 1 回企画検討委員会会議報告」
議 長	報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(8)「令和 7 年度農地パトロール（利用状況調査）の日程等について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (8)「令和 7 年度農地パトロール（利用状況調査）の日程等について」
議 長	報告事項(8)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 (午後 2 時 33 分)
議 長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、私（赤間 敬 会長）からいたします。資料 6をお開き下さい。
会 長	— その他 — (1)「会長報告」

議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(2)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局振興係	— その他 — (2)「事務局からの連絡事項」 1 令和7年7月～8月の予定表 2 農業委員会活動事例集（令和7年3月） 3 他市町村農業委員会だより等（農政時流、横浜市）
議 長	ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かございますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：振興係長	それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。
嶺岸会長職務代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第87回総会を閉会します。 閉 会 (午後2時48分)